

第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成27年1月20日(火) 午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員	25	<small>いとう</small> 伊藤	<small>たけのり</small> 武則	・	26	<small>いなば</small> 稲葉	<small>かずひさ</small> 和久	・	27	<small>おおい</small> 大井	<small>かずし</small> 一司	・	28	<small>すずき</small> 鈴木	<small>てるまさ</small> 照正
	29	<small>たぐち</small> 田口	<small>よしのり</small> 慶則	・	30	<small>もろと</small> 諸戸	<small>よしあき</small> 善昭	・	31	<small>うえかわ</small> 上川	<small>ひろふみ</small> 洋文	・	32	<small>たなか</small> 田中	<small>たけつぐ</small> 竹次
	33	<small>もりやま</small> 守山	<small>たかゆき</small> 孝之	・	35	<small>いけだ</small> 池田	<small>まさし</small> 昌司	・	36	<small>いたに</small> 井谷	<small>いさお</small> 功	・	37	<small>きしの</small> 岸野	<small>たかお</small> 隆夫
	38	<small>なかがわ</small> 中川	<small>かずお</small> 和雄	・	39	<small>ふじた</small> 藤田	<small>たけし</small> 武	・	40	<small>ゆうき</small> 結城	<small>しんぞう</small> 晋三	・	42	<small>かたおか</small> 片岡	<small>まさいく</small> 眞郁
	47	<small>なかに</small> 中谷	<small>ひでや</small> 秀也												

以上17名

欠席部会委員

出席部会員外委員 34 あさい浅井 きそお競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：小林担当副主幹

議事録署名者 28 すずき鈴木 てるまさ照正・39 ふじた藤田 たけし武

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)
 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)
 議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議案第8号 農地等の権利移動にかかる下限面積の「別段の面積」について

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、早速ですが、第1回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名委員、28番 鈴木委員、39番 藤田委員、ご両人、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、まず初めに会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第6号につきましては事務局から一括して報告を願ひます。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から5で、件数は5件、合計面積は田で12,216㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>引き続き、2ページ、3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から4で、3ページになりますが、合計で件数は4件、面積は13,151.94㎡で、その内訳は、田が11,105.94㎡、畑が1,980㎡、その他、これは台帳地目が雑種地、現況地目が田ですが、66㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届け出でございまして、あっせんの希望はございませんでした。</p> <p>また、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届け出人に対して指導しております。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1は、貸駐車場用地、番号2は、一般個人住宅用地、番号3は、駐車場及びごみ集積所用地。</p> <p>以上、件数は3件で、合計面積は畑で2,098㎡でございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1は、一般個人住宅用地、番号2は、太陽光発電施設用地、番号3は、一般個人住宅用地、番号4は、駐車場及び倉庫用地、番号5は、宅地分譲用地。</p> <p>以上、件数は5件で、合計面積は2,177㎡、この内訳は田が262㎡、畑が1,915㎡でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。</p>

番号1、店舗用地の1件で、合計面積は2,496㎡、この内訳は田が1,433㎡、畑が1,063㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、合計面積は田で221㎡でございます。報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたとおりですので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局

それでは、8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積11,871.12㎡、渡人 _____外1名、面積258㎡、申請地 戸木町狐塚 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積258㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積9,402㎡、渡人 _____、面積1,774㎡、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積603㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 大三、受人 _____、面積4,686㎡、渡人 _____、面積4,652㎡、申請地 白山町二本木柏原 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積576㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、面積3,964㎡、申請地 美杉町下之川神山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積657㎡外4筆で、合計面積3,059㎡。

これにつきましては、後継者に経営移譲するものです。

以上、件数は4件、合計面積は4,496㎡、その内訳は田が2,978㎡、畑が1,518㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただ

きました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井。15日、午前に久居の事務局の方及び地元委員で現地確認に行っていました。場所は_____の北側、さらに高速道路の西側に狐塚という集落がありますが、その集落の中の畑の一角で、特に問題ないと思われます。今回譲り受けされる方も、約1町歩以上、耕作されており、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木。番号1と同じ日に現地確認を行っていました。場所は、国道165号線で西のほうへ行きまして長野川を渡る_____というのがあります。その戻ること1kmぐらい手前のところに畑はあります。詳細については事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷。この場所ですが、大三二本木に_____があるんですが、その_____の店舗の南側のところでありまして、田んぼでございまして、何ら事務局の説明どおり問題はないので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

結城委員 4番 結城。下之川、4番について説明をいたします。15日に委員4名と事務局とで現地を確認いたしました。譲渡人の_____は高齢者であるため、後継者である受人に所有権移転をしたいということでございます。この譲り受人は、_____の運転手もしながら農地を守っていききたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思ひますが、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 戸木町東羽野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積168㎡です。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請者 _____、申請地 戸木町上野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積732㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は316.53㎡で、転用面積の43%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積790㎡外3筆、合計面積1,097㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積が460㎡で、転用面積の41.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町石橋上ノ垣内 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積69㎡外1筆、合計面積581㎡。

これにつきましては、昭和40年ごろ、杉やヒノキを植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、申請者 _____、申請地 一志町波瀬小路垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積495㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は174.67㎡で、転用面積の35%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は3,073㎡、その内訳は田が495㎡、畑が2,578㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員

27番 大井。1番、2番、続けて説明させていただきます。

1番、2番、15日に現地確認に行っていました。戸木地区にある _____ の北側の集落になるんですけど、1番については久居から戸木、庄田へ抜けていく旧道沿いのお家です。家に隣接する畑を、家を建替えということで、そのまま転用したいということで、特に問題ないと思います。

2番は、 _____ に隣接する農地です。家の南側に2反ぐらいの畑があるんですけど、きれいに管理されています。そのうちの1反を今回、太陽光にしたいということで、これも特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木。15日に地元委員と事務局で午前中、現地確認に行っていました。また、午後には、会長、部会長、事務局とともに現地確認を行っていただきました。

場所は、国道165号線で_____があるんですけど、それから1kmぐらい南へ行ったところで、それをその道をまた真っすぐ行くと_____、一志町其倉へ行く道路の近隣にあります。以前はお茶を作っていましたが、人手不足と、また遠方へ運ばなければならないということで、お茶をやめて太陽光発電をしたいということになりました。説明は事務局どおりですので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

上川委員 31番 上川。4番、5番を説明させていただきます。

4番は、場所は_____の西へ約100mのところ。谷間で湿地で、既に木も大きく育っていました。始末書等も出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番は、波瀬の室の口というところで、非常に細長い田でトラックもUターンできないぐらい細長いです。太陽光にしたいということです。問題も何もありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 それでは、議案書10ページから12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____外2名、申請地 新家町下松ノ中_____、台帳地目・現況地目とも田、面積690㎡外3筆、合計面積2,575㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,280㎡で、転用面積の49.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町八丁山 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積303㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接する農地以外の土地で開発する太陽光発電施設の受変電設備の用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町八王子田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積456㎡外2筆で、合計面積2,412㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、705.7㎡、転用面積の29.3%になります。なお、利用率が低い点について、申請地が不整形で、申請地を分断する赤道があるためとの理由書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 森町下新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積750㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建築業のための資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 庄田町若林 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積348㎡外4筆、合計面積1,043㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅及び資材・機械置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 榊原、受人 _____、渡人 _____、申請地 榊原町中上 _____、台帳地目・現況地目とも田、一部雑種地、面積370㎡、11ページになりますが、外2筆で合計面積488㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場及び倉庫用地とするものですが、申請地の一部が平成10年5月ごろにこの目的で転用されておりまして、渡人から始末書の提出があります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川合、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 一志町小山中野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積264㎡外5筆、合計面積1,881㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は741.8㎡で、全体面積の約40%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻上ノ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積350㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅及び車庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口二川 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積4.12㎡。

これにつきましては、受人は、平成元年に渡人から申請地を譲り受け、自宅への進入路として利用しており、受人、渡人連名で始末書の提出がありますこ

とから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、受人 _____外1名、渡人 _____、申請地 白山町川口岩脇_____、台帳地目・現況地目とも田、面積416㎡外1筆、合計面積575㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場及び自宅の庭園用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川上、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町川上太郎垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積282㎡外2筆で、12ページになりますが、合計面積547㎡。

これにつきましては、申請地には、渡人により昭和45年ごろ植林されており、受人は、山林として申請地を譲り受けるものです。なお、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件、合計面積が10,928.12㎡で、その内訳は、田4,255㎡、畑6,673.12㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員

29番 田口。15日に現地確認しました。場所は、_____の北側で事務局の説明どおりですので、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。2番、お願いします。

稲葉委員

26番 稲葉。15日に現地確認に行きまいりました。場所は、_____の真東で、道1本隔てて道路沿いにある畑です。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。3番、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木。3番、4番、5番と説明させていただきます。よろしく申し上げます。

3番は15日に、現地確認に行きました。会長、事務局で現地確認を行いました。場所は、今の_____のある国道165号線と_____が交わる信号から、_____へ入って、約1kmから1.5kmぐらい西へ行ったところで、ちょうど、倉庫がある真東になりまして、別に何ら問題はないかと思われま

す。4番は、森町の集落の東の外れで、周辺には畑、また田があるところで、別に問題はないと思われま

す。5番は、_____の信号から県道庄田出家線を南へ行っていただきまして、信号を西へ行ってもらいますと_____があるんですけども、そのちょうど北側で、_____の自宅もその近くにあり、何ら問題はないかと思われま

また、詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。6番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤。15日に現地確認に行つてまいりました。場所は、県道亀山白山線で_____から西へ向かうこと1kmのところ、その地元というのは_____がございました。それから、寺野地区というところから入りまして、それから200mぐらい白山寄りに行つて、右手にちょっと路地へ入りまして、そのところです。事務局の説明もありましたとおり、何ら問題ないと思つたので、よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。7番、お願いします。

田中委員 32番 田中。7番、8番と説明をさせていただきます。
7番は、1月15日午後、会長、部会長、事務局も来てもらひまして現地を確認してもらひました。
場所については、_____の東側というふうなところがございます。細部につきましては事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。
8番は、同日に委員4名と事務局2名で現地を確認いたしました。
場所につきましては、_____の東側、ちょうど100mぐらいのところ、現地でございます。細部につきましては事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。9番、お願いします。

池田委員 35番 池田。9番、10番と説明させていただきます。
9番の場所は、_____から100mぐらい中学校のほうへ向かいまして、それから左側へ100mぐらい行つたところで現地はあります。事務局の説明どおり、何ら問題がありませんので、よろしくお願ひいたします。
10番は、場所は県道久居美杉線で、_____が右側にありまして、それから50mぐらい行つたところの左側に5、6軒家が建つてあります。その道沿いの中で、譲受人と譲渡人のちょうど川の北側になつて道沿いで三角の田がございます。排水も問題がないし、買われる家の裏側ということと、もう一つの田につきましては自宅の真ん前で、前にも家が建つていて、何ら問題がないと思つたので、よろしくご審議願ひします。

議長 ありがとうございます。11番、お願いします。

岸野委員 37番 岸野。15日に委員4名と支所の担当者で調査を行つてまいりました。申請地は、川上という集落に隣接をしておりますが、周囲は山林でありますし、もう45年過ぎるぐらいの大きな木でございますので、審議のほうをよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思います。よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。 引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	13ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____外1名、申請地 稲葉町南山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積319㎡外1筆、合計面積816㎡です。 これにつきましては、借人は、貸人と10年間の賃貸借契約をし、資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 下多気、借人 _____、貸人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古_____、台帳地目・現況地目とも田、面積763㎡。 これにつきましては、貸人は、みずからが代表となっております会社と10年間の賃貸借契約をし、資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は1,579㎡で、その内訳は、田763㎡、畑816㎡でございます。 いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
鈴木委員	28番 鈴木。15日に地元委員と事務局で現地確認に行っていました。場所は農免道路沿いです。大鳥町のほうで、それをしばらく1.5kmぐらい行くと、ちょうど交差する手前になります。畑になって、周辺としてはほとんど畑で耕作をしておりますけども、農用地の除外申請がこの1月になる予定ですので、除外申請の許可がおりてきてから許可を出してもらいたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。2番、お願いします。
結城委員	40番 結城。借人は水道設備事業を営んでおられて、現在は資材置き

場が非常に狭く、荒れております。それを一括して一個所へ寄せるということで申請が上がりました。それで、平成27年2月1日から10年間、資材置き場をしたいということでございます。地元委員は合意しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

会長 鈴木委員の意見についてどうですか。

議長 事務局、鈴木委員が言われたこと、お願いします。

事務局 農用地の除外の手続きにつきましては現在提出中ということで、除外の手続きが完了しますが、標準処理期間内の1月中には完了するというので、農地転用の許可もその日に合わせた形で許可証を発行するという事です。

議長 許可後ですね。

事務局 はい。

議長 よろしいですか。

鈴木委員 はい。

議長 皆さんよろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 須ヶ瀬町須村 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積522㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と無期限の使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 森町森垣

内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積268㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借契約をし、隣接地と一体利用の上、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は790㎡で、その内訳は、田522㎡、畑268㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局から説明がございましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

稲葉委員

26番 稲葉。15日に現地確認に行きました。場所は、久居元町から_____をおりてすぐ西側にある集落であります。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木。15日に現地確認に行つてまいりました。場所は、_____がありまして、長野川を渡りまして南側にある森という集落になります。親子関係ですので何ら問題はないかと思われまして、詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局

それでは、議案書の15ページから16ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 高岡、願出者 _____、申請地 一志町田尻上ノ _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積128㎡です。

これにつきましては、平成2年4月30日に国土地理院が撮影した航空写真により、このときには既に申請地は山林化していることが確認できます。

このことから、申請地は耕作放棄後20年以上が経過し、農地への復元も困難な状況であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 高岡、願出者 _____、申請地 一志町田尻上ノ _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積300㎡。

これにつきましても番号1と同様、平成2年4月30日に国土地理院が撮影した航空写真により、このときには既に、申請地は山林化していることが確認できます。

このことから、申請地は耕作放棄後20年以上が経過し、農地への復元も困難な状況であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3、地区 川口、願出者 _____、申請地一志町波瀬奥ノ山 _____、台帳地目 田、現況地目 ゴルフ場、面積1,408㎡外14筆、合計面積16,923㎡です。

これにつきましては、昭和50年に国土地理院が撮影した航空写真により、このときには既に、申請地は _____ になっていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

16ページをお願いします。

以上、件数は3件、合計面積は17,351㎡、その内訳としまして、田が13,270㎡、畑が4,081㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田中委員

32番 田中。1番、2番と説明をさせていただきますが、15日の午後、委員4名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、 _____ のちょうど北側でございます。細部につきましては事務局説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

2番はその隣側というふうなことで、場所も _____ の北側でございます。ひとつよろしくお願ひします。

議長

3番、お願いします。

上川委員

31番 上川。これは説明にはなかったんですけども、この原因は失念と書いてあります。忘れておったということやと思うんです。登記を忘れておったということですね。

事務局

はい。

上川委員	現地は実際に_____になっておると思われます。地元の_____、よくご存じで聞いたんですが、何も問題ないということですので、よろしく願います。
議長	ありがとうございます。 地元委員から説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することと決定したいと思います。 続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。
事務局	議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。 表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。 各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で31,041㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,948㎡、契約件数は24件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で70,676.5㎡、畑の使用貸借で9,399㎡、契約件数は67件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で18,822㎡、契約件数は5件でございます。 美杉地区につきましては、田の賃貸借で815㎡、契約件数は1件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて121,354.5㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて16,347㎡、合計契約件数は97件、合計面積は137,701.5㎡となっております。 次に、認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は久居地区が6件、一志地区が26件、白山地区が3件、美杉地区が1件、合計36件、合計面積は74,075.5㎡でございます。 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

続きまして、議案第8号 農地等の権利移動にかかる下限面積の「別段の面積」についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案書のほうに戻っていただきますようお願いいたします。議案書の17ページをお願いいたします。

議案第8号 農地等の権利移動にかかる下限面積の「別段の面積」についてでございます。

本議案につきましては、農地法第3条第2項第5号の下限面積にかわるべき面積を新たに定め、平成27年3月1日から施行しようとするものです。

対象とする地域は、津市一志町波瀬の地域で、現在、50aとなっております下限面積を、別段の面積として、30aにしようとするものです。

別段の面積を定めようとする理由につきましては、当該地域では、6割以上の農家が経営規模30a未満であり、耕作放棄地も比較的高い割合となっております。

このことから、同地域について、農地の権利移動を容易にし、農地の有効利用を進めていくために別段の面積を定めようとするものです。

なお、この議案につきましては、本農地部会で決定をいただきましたら、その後、告示させていただきます。

この告示の手続のために必要となる日数を考慮して、別段面積を適用させていただくのは3月1日からとさせていただきますと考えております。

また、波瀬地域以外の地域で既に別段の面積を定められておりますところもあります。こちらの地域につきましては、従前のおりとさせていただきますと思っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。皆さん、よろしいですね。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、決定したいと思います。

上川委員 この件につきましてですが、委員長さん初め委員の方々、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。これを機会に波瀬も荒地の減少に努めていきたいです。やはり、土地というのは自分の持つておるのと人に借りておるのと力の入れ方が違います。そこらを強調してPRして荒地の減少等につなげていきたいと思しますので、ありがとうございました。

議長 それでは、議案第8号については適正であると認め、決定したいと思います。以上で、本部会に付議されました審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後2時54分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

平成27年1月20日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____